

山元町監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、令和5年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月12日

山元町監査委員 齋藤 忠裕
山元町監査委員 竹内 和彦

令和5年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により下記のとおり報告します。
なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施しました。

記

1 監査実施時期及び対象課等

月 日	対 象
2月 5日（月）	上下水道事業所・商工観光交流課・建設課
2月 6日（火）	農林水産課・農業委員会事務局・東部地区整備室
2月16日（金）	現地確認

2 監査の実施内容及び着眼点

職員が「行政」「財政」に関する現状分析をどのような認識で捉え、職務を全うしているかについて次に掲げることを主眼とし、関係責任者等から説明を受け、質疑及び現地確認により監査を実施した。

- (1) 前回の監査で指導及び指摘した事項は改善されたか。
- (2) 監査時点で予算の執行は、計画的かつ効率的に執行されているか。
- (3) 事務処理は能率的・効率的に行われていたか。
- (4) 各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- (5) 各課等間の連携・整合性がとれているか。

3 前回の指摘事項

なし

4 監査の結果

事務処理等についてはおおむね適正に執行されていると認められた。
なお、指摘事項は特にないが、次の点について留意されたい。

- ・債権管理業務について

債権管理業務においては、担当課の事務負担が軽視できないほど大きく、常態化しているものがある。内部委員会を適切かつ機能的に運営し、町として判断するとともに、山元町債権管理マニュアルを担当間で再度共有、適宜改定を行い、事務負担の軽減化に取り組んでいただきたい。

一方、補助金、助成金等の支払い業務については滞りなく行われており、今後も申請者が必要とする時期に十分配慮し、引き続き遅滞なく交付するよう努めること。